

相馬港港湾機能継続協議会  
規 約

(名称)

第1条

本協議会は、相馬港港湾機能継続協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条

大規模地震等による被災後の港湾機能を早期に復旧するためには、関係機関の間で施設復旧・物資輸送回復のための対応を連携して行う必要がある。

本協議会では、「東北における大規模災害発生時の港湾機能継続の基本的な考え方」に基づき、相馬港の「港湾機能継続のための行動計画」を策定するとともに、関係者間での連携関係構築及び定期的な訓練等を行う。

(業務)

第3条

本協議会は、目的を達成するため、次の業務を行う。

- ①相馬港の施設復旧のための行動計画に関すること。
- ②相馬港における緊急物資輸送のための行動計画に関すること。
- ③相馬港における幹線物流機能継続のための行動計画に関すること。
- ④行動計画に基づく訓練ならびに訓練結果の各行動計画へ反映に関すること。
- ⑤その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第4条

本協議会は、別紙に掲げる行政機関、相馬港の物流に関わる企業・団体等で構成する。なお、必要に応じて会員以外の関係機関、団体等を追加することができる。

(座長)

第5条

本協議会に座長及び副座長を置く。

- ①座長は、東北地方整備局小名浜港湾事務所長とする。
- ②座長は本会を代表し、会務を統括する。
- ③副座長は、福島県土木部港湾課長とする。
- ④副座長は座長を補佐し、必要に応じその職務を代理する。

(事務局)

第6条

本協議会の事務局は、東北地方整備局小名浜港湾事務所に置く。

(会議の開催)

第7条

会議は、座長が必要に応じて開催する。また、座長は必要に応じて会員以外の関係者の出席を求めることができる。

(規約の改正)

第8条

この規約は、必要に応じて改正し、会員の承認をもって適用される。

(その他)

第9条

この規約に定めのない事項及び疑義のある事項については、本会で協議の上、これを定める。

付則 この規約は、平成27年3月3日より適用する。

付則 この規約は、令和3年3月30日より適用する。(改正)

## 相馬港港湾機能継続協議会構成員名簿

区分	協議会構成員
港運関係	株式会社辰巳商会
港運関係	相馬港湾運送株式会社
港運関係	日本通運株式会社
港運関係	福島汽船株式会社
港運関係	龍北運輸株式会社
パイロット	小名浜水先区水先人会
建設業関係	一般社団法人日本埋立浚渫協会 東北支部
建設業関係	一般社団法人福島県建設業協会 相馬支部
建設業関係	一般社団法人福島県測量設計業協会 相双支部
建設業関係	福島県港湾空港建設協会
利用企業	株式会社アイ・テック
利用企業	昭和電工株式会社
利用企業	石油資源開発株式会社
利用企業	相馬エネルギーパーク合同会社
利用企業	相馬エネルギーサポート株式会社
利用企業	相馬共同火力発電株式会社
利用企業	太平洋セメント株式会社
利用企業	福島ガス発電株式会社
利用企業	丸三製紙株式会社
海上保安部	第二管区海上保安本部 福島海上保安部
CIQ	横浜税関 小名浜税関支署 相馬出張所
行政(国)	東北地方整備局 小名浜港湾事務所
行政(県)	福島県 土木部 港湾課
行政(県)	福島県 相馬港湾建設事務所
行政(市)	相馬市 産業部 商工観光課
行政(町)	新地町 企画振興課